

赤穂城南緑地野球場広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間企業等との協働により赤穂城南緑地野球場（以下「野球場」という。）の安定的な管理運営の財源を確保し、質の高いスポーツ環境の提供など市民サービスの向上を図るため、赤穂市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年赤穂市訓令甲第4号。以下「要綱」という。）の規定に定めるもののほか野球場に掲出する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の制限)

第2条 要綱第3条第1項第8号に規定する市長が適当でないとするものは、次に掲げる広告とする。

- (1) 投資的、投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 霊感商法等悪質商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 興信所の広告
- (6) 危険を伴う民間療法の広告
- (7) 人権を害するおそれがある広告
- (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (9) 求人広告その他これに類する広告
- (10) 不動産物件に関するもの又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による登録がなされていない業者の広告
- (11) その他市長が掲載を不相当と認める広告

(広告掲出応募資格)

第3条 広告掲出ができる者は、法人その他の団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 風営法に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業その他同法の規制を受ける業種
- (2) 風俗営業に類似すると認められる業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) 第1号から前号までに規定する業種以外の業種において、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 赤穂市税、兵庫県税及び国税の滞納をしている事業者
- (7) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)
若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人

(9) その他広告掲出をすることが適当でないとして市長が認める業種又は事業者
(広告掲出場所)

第4条 広告掲出場所は、次のとおりとし、詳細は、別図による。

- (1) 掲出場所 外野ラバーフェンス 10区画
- (2) 広告区画 1区画 縦 0.75m×横 10.0m

(広告掲出期間)

第5条 広告掲出期間は、原則1年度(4月1日から翌年3月31日まで)とする。ただし、年度の途中から広告掲出を開始した場合にあっては、申請書が受理された翌々月の1日から当該年度の3月31日までとする。

2 広告掲出期間には、広告物の掲出、撤去及び原状回復の作業に係る期間を含むものとする。
(広告料)

第6条 広告料は、1区画当たり年間6万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

2 広告掲出期間が1年に満たない場合は、月割計算とし、1月未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(広告内容等)

第7条 広告の内容及びデザインは、施設のイメージを損なうことのないよう、市と協議の上掲出するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告を掲出しようとする者(以下「申込者」という。)において著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、申込者の負担とする。

(広告の募集期間)

第8条 広告を募集する期間は、令和5年12月25日から令和6年1月31日までとする。

2 前項の募集期間の経過後において、広告区画に空きがある場合は、当該期間を延長するものとする。

(広告掲出の申込み)

第9条 申込者は、赤穂市有料広告掲載申込書(様式第1号)に加えて、申込内容書(別紙)に申込者の費用負担により作成した広告デザイン案及び次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 次に掲げる税に係る納税を証明する書類(発行日から3か月以内のものに限る。)
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 兵庫県税
 - ウ 赤穂市税

2 一つの法人その他の団体による広告掲出は、複数区画への掲出ができるものとする。ただし、一つの申請により広告掲出ができるのは、1区画とする。

(広告掲出の決定)

第10条 市長は、募集期間内に前条の申込みがあったときは、要綱第3条の規定による制限に該当しないことを確認の上、当該広告掲出の可否を決定し、赤穂市有料広告掲載決定通知書(様式第2号。以下「決定通知」という。)により申込者に通知するものとする。

2 この場合において、同一区画に応募者が多数ある場合は、抽選の方法により決定する。ただし、第8条第2項の規定により、募集期間を延長した場合には、先着順の方法により決定するものとする。

(広告掲出の方法)

第11条 広告の表示は、白色の文字又は白色の標章等によるものとし、剥離可能なシールにより、ラバーフェンスに直接貼付する方法により施工し、発光、蛍光又は反射効果を有するものは使用しないものとする。

(広告料の納付)

第12条 第10条の規定による決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、当該年度分の広告料を一括納付しなければならない。

(費用負担)

第13条 広告主は、広告の製作、取付け、維持補修及び撤去に要する一切の費用を負担するものとする。

(広告掲出期間の更新)

第14条 広告掲出期間は、自動更新するものとする。

2 広告掲出の更新を希望しない広告主は、更新を希望しない年度の前年度の12月20日(当日が赤穂市の休日を定める条例(平成3年赤穂市条例第4号)第2条第1号及び第2号に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)となる場合は、当該期日の直前の平日)までに赤穂市有料広告掲載申込内容変更届(様式第3号。以下「変更届」という。)を市長に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第15条 広告主は、掲出した広告内容を変更しようとするときには、変更届に、広告主の費用負担により作成した広告の変更デザイン案を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲出の取下げ)

第16条 広告主は、広告掲出を中止しようとするときには、変更届を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があった場合、納付された広告料は、返還しない。

(原状回復)

第17条 広告の取付け、維持補修及び撤去作業により、野球場の施設が毀損又は破損した場合

は、広告主の責任において市長が指示する日までに原状に回復しなければならない。

(広告の汚損等)

第18条 市長は、掲出する広告の汚損、毀損、滅失等について、その責めを負わない。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年12月25日から施行する。

別紙（第9条関係）

申 込 内 容 書

広 告 掲 出 内 容	広告デザイン案のとおり
広告掲出希望場所	区画番号：
広 告 掲 出 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
宣 誓 事 項	赤穂城南緑地野球場広告募集要領第3条各号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

別図（第4条関係）

赤穂城南緑地野球場広告掲出区画

バックスクリーン

